



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月23日火曜日 第2151号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則.....	232
愛媛県建築計画概要書閲覧規則の一部を改正する規則.....	234

## 告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....	236
愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託.....	236
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	236
県営土地改良事業の換地処分（4件）.....	236
建設業者の営業の停止命令.....	237
公共測量の終了の通知.....	237
都市計画事業の認可.....	237
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	237
道路の区域変更（県道桜井山路線）.....	237
道路の供用開始（県道桜井山路線）.....	238
道路の区域変更（県道今治波方港線）.....	238
道路の供用開始（ " ）.....	238
土地改良区役員の就退任の届出.....	238

土地改良区連合役員の就退任の届出.....	238
建設業者の許可の取消し.....	239
兼用工作物の管理の方法について.....	239
道路の区域変更（一般国道197号）.....	239
道路の供用開始（一般国道197号）.....	240
道路の区域変更（一般国道378号）.....	240
道路の供用開始（一般国道378号）.....	240
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	240
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	241
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	241
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	241
道路の供用開始（県道舌間八幡浜線）.....	241
道路の区域変更（県道長浜保内線）.....	242
道路の供用開始（県道長浜保内線）.....	242
道路の区域変更（県道城川梶原線）.....	242
道路の供用開始（ " ）.....	242
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	243
道路の供用開始（ " ）.....	243

## 規 則

### ○愛媛県規則第8号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

#### 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第2項に規定する費用のうち、法第50条第6号、第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用の徴収について定めることを目的とする。</p> <p>（費用の徴収）</p> <p><b>第2条</b> 知事、地方局長又は児童相談所長は、法第22条第1項の規定による助産の実施又は法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施（以下「助産の実施等」という。）をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託をした場合、<u>法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施をした場合及び市町長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市の長を除く。以下同じ。）が法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）をした場合において、法第50条第6号、第6</u></p>	<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第2項に規定する費用のうち、法第50条第6号、第6号の3、<u>第7号及び第7号の2</u>に規定する費用の徴収について定めることを目的とする。</p> <p>（費用の徴収）</p> <p><b>第2条</b> 知事、地方局長又は児童相談所長は、法第22条第1項の規定による助産の実施又は法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施（以下「助産の実施等」という。）をした場合、<u>法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託をした場合</u> <u>及び市町長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市の長を除く。以下同じ。）が法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）をした場合において、法第50条第6号、第6</u></p>

号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用を、この規則の定めるところにより、当該助産の実施等又は措置若しくは委託をした妊産婦、母子及び児童（以下「措置児童等」という。）又はそれらの扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収するものとする。

別表第1（第4条関係）

徴収金基準額表（扶養義務者用）

Table with columns for '階層区分' (Category) and '徴収金基準額 (月額)' (Monthly Standard Amount). It lists various facilities like '知的障害児通園施設' and '児童自立支援施設'.

備考

- 1 省略
2 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。
3 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によつて計算された所得税の額をいう。
(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に該当する場合に限る。）及び第3号（同法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に該当する場合に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項
(3) 省略
4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定国立療養所等、重症心身障害児施設、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親をいう。
5～7 省略

号の3、第7号及び第7号の2に規定する費用を、この規則の定めるところにより、当該助産の実施等又は措置若しくは委託をした妊産婦、母子及び児童（以下「措置児童等」という。）又はそれらの扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収するものとする。

別表第1（第4条関係）

徴収金基準額表（扶養義務者用）

Table with columns for '階層区分' (Category) and '徴収金基準額 (月額)' (Monthly Standard Amount). It lists various facilities like '知的障害児通園施設' and '児童自立支援施設'.

備考

- 1 省略
2 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。
3 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。
(1) 所得税法
(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
(3) 省略
4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定国立療養所等、重症心身障害児施設、助産施設及び里親をいう。
5～7 省略

8 小規模住居型児童養育事業所又は里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は、零円とする

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_

9 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が8,400円以下であるときは、この限りでない。

ア 省略

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じているときに、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、390,000円以上であるとき。

(2) 省略

10 省略

注 省略

8 \_\_\_\_\_里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る費用は、次の算式により算定した日額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

徴収金基準額 ÷ その月の開所日数（日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。） × その月の通所した日数

9 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が8,400円以下であるときは、この限りでない。

ア 省略

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_以下「出産一時金」という。）が、350,000円以上であるとき。

(2) 省略

10 省略

注 省略

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成21年4月分以後の徴収額について適用し、同年3月分以前の徴収額については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第1備考9の規定は、平成21年10月分以後の徴収額について適用する。

○愛媛県規則第9号

愛媛県建築計画概要書閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県建築計画概要書閲覧規則の一部を改正する規則**

愛媛県建築計画概要書閲覧規則（昭和47年愛媛県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



閲覧 年月 日	申込 者の 住所 氏名	建築 主等 の住 所氏 名	建築 物等 の敷 地の 位置	閲覧 の目 的	閲覧 する 概要 書等 の数	特記 事項	承認 印
省略							

閲覧 年月 日	申込 者の 住所 氏名	建築 主 の住 所氏 名	建築 物 の敷 地の 位置	閲覧 の目 的			承認 印
省略							

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第339号**

全国自治宝くじ事務協議会に相模原市を加え、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成22年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第3条第2号中「岡山市」の下に「、相模原市」を加える。

**附 則**

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

**○愛媛県告示第340号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成22年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団  
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

**○愛媛県告示第341号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西予市宇和町伊延地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・東宇和西部地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年3月24日から4月20日まで
- 3 縦覧場所  
西予市役所

**○愛媛県告示第342号**

平成22年3月12日県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区（岡成北工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**○愛媛県告示第343号**

平成22年3月12日県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区（中通川工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**○愛媛県告示第344号**

平成22年3月12日県営畑地帯総合整備事業和田地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**○愛媛県告示第345号**

平成22年3月12日県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区（芒ヶ原工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第346号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 日 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停止を命じた年月日	営業の停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般-19) 第011756号	平成19年 10月2日	石原工業株式会社	石原 謙二	西条市丹原町古田 甲219番地5	平成22年 3月17日	土木工業業 建築工業業 大工工業業 とび・土工工業業 管工業業 水道施設工業業	平成22年3月23日 から平成22年 3月25日まで (3日間)	石原工業株式会社は、平成21年9月26日に、同社の取締役が同社敷地内において、法定の除外事由がないのに、廃棄物である建築廃材約8キログラムを焼却したとして、同年12月14日、同社と同社の取締役が西条区検察庁に略式起訴され、同月15日、西条簡易裁判所から、同社は罰金50万円、同社の取締役は罰金30万円の略式命令をそれぞれ受け、22年1月5日にその刑が確定している。

○愛媛県告示第347号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成21年11月25日から  
平成22年 2月28日まで
- 3 作業地域 松山市高岡町、南吉田町

3 事業施行期間

平成22年 3月23日から

平成29年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
愛媛県新居浜市上原二丁目、上原三丁目及び萩生地内
- (2) 使用の部分  
なし

○愛媛県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の名称  
新居浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
新居浜都市計画道路事業  
3・4・11 上部東西線  
3・4・4 西町中村線

○愛媛県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松前公共下水道（松前町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

昭和63年 2月3日から

平成28年 3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分  
愛媛県伊予郡松前町大字筒井字砂流場及び大字浜字西洲美吉
- (2) 使用の部分  
愛媛県伊予郡松前町大字筒井字砂流場

○愛媛県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市郷本町二丁目356番2から 今治市郷本町二丁目356番2まで	旧	メートル 6.0～6.0	キロメートル 0.044	
		今治市郷本町二丁目356番12から 今治市郷本町二丁目356番13まで	新	12.8～13.0	0.044	

○愛媛県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市郷本町二丁目356番12から 今治市郷本町二丁目356番13まで	平成22年 3月23日

○愛媛県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市杣田字土井崎甲26番地5地先から 今治市杣田字土井崎甲20番地8まで	旧	メートル 7.2 ~ 9.6	キロメートル 0.171	
			新	14.2 ~ 16.8	0.171	
県 道	今治波方港線	今治市杣田字井屋ノ谷甲664番地8から 今治市杣田字町田甲297番地5まで	旧	6.4 ~ 12.4	0.492	
			新	13.2 ~ 27.2	0.483	

○愛媛県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市杣田字土井崎甲26番地5地先から 今治市杣田字土井崎甲20番地8まで	平成22年 3月23日
県 道	今治波方港線	今治市杣田字井屋ノ谷甲664番地8から 今治市杣田字町田甲297番地5まで	平成22年 3月23日

○愛媛県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。  
 平成22年 3月23日  
 愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 治 正	八幡浜市保内町宮内2番耕地118番地2

○愛媛県告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水利地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。  
 平成22年 3月23日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 家 糸 則	八幡浜市真綱代丙257番地

○愛媛県告示第356号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
( 般 ・ 特 - 18 ) 第 1731号	平成18年 10月23日	( 有 ) 三 崎 建 設	福 田 正 弘	西 宇 和 郡 伊 方 町 三 崎 1461	平成22年 2月5日	管 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 ( 一 部 )
( 般 - 18 ) 第 7647号	平成18年 5月25日	松 本 建 設 ( 株 )	松 本 武	大 洲 市 北 只 116 - 2	平成22年 2月24日	左 官 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 ( 一 部 )
( 特 - 16 ) 第 10909号	平成17年 3月2日	( 株 ) 津 々 木 建 設	津 々 木 洋 輝	南 宇 和 郡 愛 南 町 緑 甲 308	平成22年 2月25日	土 木 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業 管 工 事 業 造 園 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
( 般 - 17 ) 第 5164号	平成17年 4月9日	( 株 ) イ ヨ カ ナ	福 岡 英 明	喜 多 郡 内 子 町 内 子 1530	平成22年 2月26日	鉄 筋 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 ( 一 部 )

○愛媛県告示第357号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次の通り協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河 川 管 理 施 設 の 名 称 又 は 種 類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管 理 を 行 う 者 の 氏 名 及 び 住 所
二級河川 須賀川水系光満川	光満川左岸堤防	宇和島市伊吹町甲1337 - 4地先から宇和島市伊吹町甲1248 - 2地先まで	道路管理者 宇和島市 宇和島市曙町1番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に赤色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に赤色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年 2月10日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧 ・ 新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	八幡浜市大平1番耕地480番3地先から 同市大平1番耕地490番4まで	旧	メートル 10.6 ~ 22.4	キロメートル 0.015	
		八幡浜市大平1番耕地480番11から 同市大平1番耕地480番11まで	新	12.8 ~ 22.4	0.015	



## ○愛媛県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	八幡浜市大平1番耕地480番11から 同市大平1番耕地480番11まで	平成22年 3月23日

## ○愛媛県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	378号	八幡浜市真網代乙79番3から 同市真網代乙79番3まで	旧	メートル 17.0～20.6	キロメートル 0.034	
		八幡浜市真網代乙79番4から 同市真網代乙79番4まで	新	17.6～27.0	0.034	

## ○愛媛県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市真網代乙79番4から 同市真網代乙79番4まで	平成22年 3月23日

## ○愛媛県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町田部2917番1地先から 同町田部2917番1地先まで	旧	メートル 5.0～6.4	キロメートル 0.009	
		西宇和郡伊方町田部2917番3から 同町田部2917番3まで	新	5.8～7.8	0.009	

## ○愛媛県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町田部2917番3から 同町田部2917番3まで	平成22年 3月23日

## ○愛媛県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町田部2908番地先から 同町田部2908番地先まで	旧	メートル 4.6~4.8	キロメートル 0.004	
		西宇和郡伊方町田部2908番2から 同町田部2908番2まで	新	7.9~8.1	0.004	

## ○愛媛県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町田部2908番2から 同町田部2908番2まで	平成22年 3月23日

## ○愛媛県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市舌間2番耕地1119番3から 同市舌間2番耕地1123番6まで	平成22年 3月23日

## ○愛媛県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町穂積甲689番7から 同町穂積乙357番2まで	旧	メートル 5.3～15.8	キロメートル 0.237	
			新	7.2～65.0	0.237	

## ○愛媛県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町穂積甲689番7から 同町穂積甲661番4まで	平成22年 3月23日
"	"	大洲市長浜町穂積甲562番3	"
"	"	大洲市長浜町穂積甲561番1から 同町穂積乙357番2まで	"

## ○愛媛県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居215番2から 同町土居237番5まで	旧	メートル 16.0～44.0	キロメートル 0.237	
			新	16.0～44.0	0.237	

## ○愛媛県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居215番2から 同町土居237番5まで	平成22年 3月23日

## ○愛媛県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町小松976番2地先から 同町小松977番地先まで	旧	メートル 83~92	キロメートル 0.025	
			新	83~97	0.025	

## ○愛媛県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町小松976番2地先から 同町小松977番地先まで	平成22年 3月23日